

5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

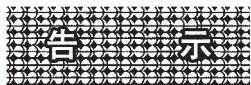
に改め、同表の6のイ中「52万円」を「54万7,000円」

に改め、同表の9のウ中「20万1,000円、小人16万800円」を「20万6,000円以内、小人16万4,800円」に改め、同表の11のウの(7)中「3,300円」を「3,400円」に改め、同ウの(1)中「5,000円」を「5,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第385号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里日影字岩下10348のイ、10348のロ、10349の1、10350、10351のイ、10351のロ、10352の9、10352の10、10354のイの20、10354のロの19、10536の5、10536のイ、10536のヲ、10545のイの5、10545のイの6、10545のイの7、10557のハの10、10572のロ、10593の22、10618のイの1、10625のイの1、10625のイの11、10625のイの12、10683のイの29、10683のイの30、10683のイの33、10684のニ、10685のイ

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第386号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町福島6091、6092の1、6094の1、6095、6096、6267の1、6267の4から6267の9まで、6267の13、6267の14

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第387号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市高遠町長藤5512の2、5530の3、5537の2、5553の2、5672の2、5672の3、5676の3から5676の5まで、5815の2、5911の2、6191、6209の1から6209の11まで、6209の17、6209の19、6209の20、6209の26、6209の38から6209の40まで、6209の46、6209の49、6209の50、6210の1から6210の5まで、6210の7から6210の11まで、6211の1から6211の17まで、6211の33（国有林）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

建設政策課

長野県告示第388号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市安曇3556の25から3556の27まで・3559の7（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第389号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 作業期間
平成26年7月28日から平成26年12月10日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

道路管理課

長野県告示第390号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）

- 2 作業期間
平成26年7月21日から平成26年10月15日まで

- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年8月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年7月28日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 153号
- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市福島454番の1地先から 伊那市福島84番の3地先まで	旧	m 1.0～62.0	km 1.5000
同上	新	m 0.3～60.0	km 1.5000

- 2 (1) 道路の種類 県道

- (2) 路線名 伊那辰野停車場線

- (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市福島564番地先から 伊那市福島584番の3地先まで	旧	m 9.0～12.5	km 0.0160
同上	新	m 9.0～11.5	km 0.0160

道路管理課

長野県教育委員会告示第3号

平成27年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

平成26年7月28日

長野県教育委員会

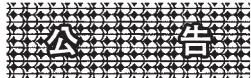
- 1 要綱の名称

平成27年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

- 2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/index.html>) に掲載しました。

高校教育課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大地

3 代表者の氏名

竹入 正一

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡辰野町中央226番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境を維持し野生生物の保護を図りながら動物と人間の共生を推進するとともに、規律ある有害鳥獣駆除に参加することにより、有害鳥獣の被害から自然を守り、多くの住民の利益を確保し、安心して生活ができる環境を作ることを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人松本ヒマラヤ友好会

3 代表者の氏名

鈴木 雅則

4 主たる事務所の所在地

松本市大字島立4539番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、ネパール並びにヒマラヤ地域の人々に対して国際協力及び交流に関する事業を行い、松本市民をはじめとする長野県内外の人々とネパール並びにヒマラヤ地域の人々との友好を深め、相互の理解と発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年7月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

京王塩尻kePio

塩尻市大字広丘高出字西村1783-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

京王重機整備株式会社

東京都渋谷区笹塚1-47-1

3 變更する事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前10時	午後9時
マックスバリュ長野株式会社	午前7時	午後10時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社エディオン	午前10時	午後9時
マックスバリュ長野株式会社		24時間

4 變更年月日

平成26年8月1日

5 届出年月日

平成26年7月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成26年7月28日から平成26年11月28日まで

8 意見書の様式